

認定子ども氏名

◆令和7年7月分

- (右の④へ進みます)

7月分 請求額		円
------------	--	---

7月分と同様の手順で計算してください。

- (右の④へ進みます)

- | | |
|------------|---|
| 8月分
請求額 | 円 |
|------------|---|

7月分と同様の手順で計算してください。

- (右の④へ進みます)

- | | | |
|------------|--|---|
| 9月分
請求額 | | 田 |
|------------|--|---|

施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に転記してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。（「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。）記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。



預かり保育料の請求額計算シート
(令和7年7月から9月分)

認定子ども氏名

盛岡 次郎

記載例

1 月別請求額の計算

◆令和7年7月分

- ① 幼稚園又は認定こども園に係る提供証明書が写しを添付します。

無償化の対象となる金額が書かれている場所を見本として示しています。
(この見本の点線の枠内に金額などを記載する必要はありません。)

供書

○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ① 8,000 円
(特定子ども・子育て支援利用料)

○預かり保育の利用日数 a 20 日

- ② 利用日数に450円を乗じた額を計算します。(450円×利用日数の計算結果を記入)
450円 × 預かり保育の利用日数 a 20 日 = ② 9,000 円

- ③ 預かり保育料の支給上限額は、
①月額11,300円(施設等利用給付2号認定の場合)
②日額450円×預かり保育の利用日数
のいずれか低い方の額となります。
この欄には、450円×利用日数の計算結果を記載します。

③ 11,300 円

7月分
請求額 8,000 円

◆令和7年8月分

7月分と同様の手順で計算してください。

- ① ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ① 7,500 円
(特定子ども・子育て支援利用料)

○預かり保育の利用日数 a 19 日

- ② 450円 × 預かり保育の利用日数 a 19 日 = ② 8,550 円

- ③ 施設等利用給付2号認定の上限額 月額 ③ 11,300 円

(右の④へ進みます)

- ④ ①・②・③の金額を比較して一番低い額を下に記載。

8月分
請求額 7,500 円

◆令和7年9月分

7月分と同様の手順で計算してください。

- ① ○支払った保育料のうち無償化の対象となる額 ① 11,000 円
(特定子ども・子育て支援利用料)

○預かり保育の利用日数 a 18 日

- ② 450円 × 預かり保育の利用日数 a 18 日 = ② 8,100 円

- ③ 施設等利用給付2号認定の上限額 月額 ③ 11,300 円

(右の④へ進みます)

- ④ ①・②・③の金額を比較して一番低い額を下に記載。

9月分
請求額 8,100 円

2 請求合計額の計算

7月分 請求額 8,000 円 + 8月分 請求額 7,500 円 + 9月分 請求額 8,100 円 = 今期 請求額 合計 23,600 円

施設等利用費請求書の「6. 請求する預かり保育利用料の額」欄に転記してください。

令和7年6月以前の預かり保育の利用料をまだ市に請求していない方で、今回併せて請求する方は、別紙(計算シート前期分)で請求額を計算し、両方の合計額を施設等利用費請求書へ転記してください。

計算シートの記載例、エクセル版の様式、よくある質問などは市公式ホームページに掲載しています。(「盛岡市 預かり保育 無償化」で検索していただいても表示されます。) 記載例などの資料を紙で受け取りたい場合は、ご利用の幼稚園又は市子育てあんしん課へお申出ください。

